【別表１】

別添１

検査対象施設

　いずれも利用者及び職員が対象

|  |
| --- |
| 対象施設等 |
| 【高齢者福祉サービス等】 |
| ・介護老人福祉施設（地域密着型含む）　・介護老人保健施設　・介護医療院　・介護療養型医療施設　・認知症対応型共同生活介護事業所・養護老人ホーム　・軽費老人ホーム　・有料老人ホーム　・サービス付き高齢者向け住宅　・通所介護（地域密着型含む）・通所リハビリテーション　・認知症対応型通所介護　・小規模多機能型居宅介護　・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）・短期入所生活介護　・短期入所療養介護　 | ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護ステーション・訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る）・居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る）・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・居宅介護支援・福祉用具貸与・福祉用具販売・地域包括支援センター・老人福祉センター・介護予防・生活支援サービス-訪問型サービス-通所型サービス-その他の生活支援サービス-介護予防ケアマネジメント |
| 【障がい者福祉サービス等】 |
| ・療養介護・施設入所支援・共同生活援助（グループホーム）・福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設・生活介護・短期入所・重度障がい者等包括支援・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型） | ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・自立生活援助・就労定着支援・相談支援（一般、特定）・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・基幹相談支援センター・手話通訳者・要約筆記者派遣事業・移動支援事業・日常生活用具給付等事業・地域活動支援センター |
|  | ・日中一時支援事業所・福祉ホーム・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業・盲ろう通訳・介助者派遣事業・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業・障がい者就業・生活支援センター |
| 【児童養護施設等】　 |
| ・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設・婦人保護施設・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）・里親・児童自立支援施設・児童相談所一時保護所・婦人相談所一時保護所 | ・保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業・認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）・児童厚生施設（児童館）・放課後児童健全育成事業・利用者支援事業・一時預かり事業・病児保育事業・母子・父子福祉施設・地域子育て支援拠点事業・子育て短期支援事業・子育て援助活動支援事業・児童家庭支援センター・幼稚園 |
| 【救護施設等】 |
| ・救護施設・更生施設・医療保護施設・無料低額宿泊所 |  |

【別表２】

|  |
| --- |
| **検査を受ける職員の職種** |
| ・介護職員・生活相談員・調理職員・看護職員・機能訓練指導員・管理者（施設長）・ケアマネジャー・相談支援専門員・サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・生活支援員・世話人・地域移行支援員・職業指導員・就労支援員 | ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・児童指導員・保育士・保育教諭・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士・心理指導担当職員・母子支援員等直接処遇職員・心理療法担当等直接処遇外職員・事務職員・医師・児童厚生員・放課後児童支援員・幼稚園教諭・その他 |